平成２３年（フ）第８５号
神奈川県川崎市多摩区中野島３丁目14番10号アスタック壱番館３Ｃ
債務者　酒井　哲郎
1　決定年月日時　平成23年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月７日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１２１号
横浜市緑区北八朔町2070番地５　アルカンシエル401号
債務者　江川　法子
1　決定年月日時　平成23年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１７１７号
東京都東村山市諏訪町１丁目６番地３諏訪町１丁目アパート２―204
債務者　津村　和年
1　決定年月日時　平成23年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月８日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１８８１号
東京都多摩市桜ケ丘１丁目48番地の６
債務者　佐野　紘己
1　決定年月日時　平成23年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月８日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第３８７号
長崎県佐世保市相浦町622番地　川下住宅２棟505号
債務者　門　寿美人
1　決定年月日時　平成23年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月25日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２３年（フ）第２号
長崎県佐世保市勝海町229番地１
債務者　高柳　和彦
1　決定年月日時　平成23年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月25日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２３年（フ）第３号
長崎県佐世保市大黒町235番地１　ウイング大黒町502号室
債務者　川口　　弘
1　決定年月日時　平成23年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月25日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２３年（フ）第４号
長崎県東彼杵郡波佐見町小樽郷124番地
債務者　前川　秀城
1　決定年月日時　平成23年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月25日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２２年（フ）第７９６号
相模原市中央区相模原４丁目９番４号　ライオンズマンション第８―407
債務者　山家　義光
1　決定年月日時　平成23年２月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月12日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第１９号
青森市妙見１丁目７番２号
債務者　青山　岩雄
1　決定年月日時　平成23年２月２日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月20日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２４号
青森県むつ市大平町４番22号
債務者　荒内　紀子
1　決定年月日時　平成23年２月２日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月20日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３４号
青森市浜館５丁目３番地13　千葉方
債務者　市川　美保
1　決定年月日時　平成23年２月２日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月20日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３７号
青森県上北郡野辺地町字米内沢33番地13
債務者　蛯名まつ子
1　決定年月日時　平成23年２月２日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月20日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３８号
青森市松森３丁目３番８号　パレーシャル山内201号
債務者　山本　雅弘
1　決定年月日時　平成23年２月２日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月20日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第４３号
青森市金沢１丁目13番４号　バナナハウス203号
債務者　風晴　保浩
1　決定年月日時　平成23年２月２日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月20日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係